

2015年に一般NISA口座で購入されたお客様へ

非課税期間終了時における お手続きのお知らせ

現在一般NISA口座で保有する上場株式や公募株式投資信託等で、2015年に一般NISA口座で購入をされたものは、**2019年12月末に非課税期間が終了**します。お取引の証券会社等から順次ご案内が届きますので、必ずご確認ください、**各社の定める期限までにお手続きを行ってください。**

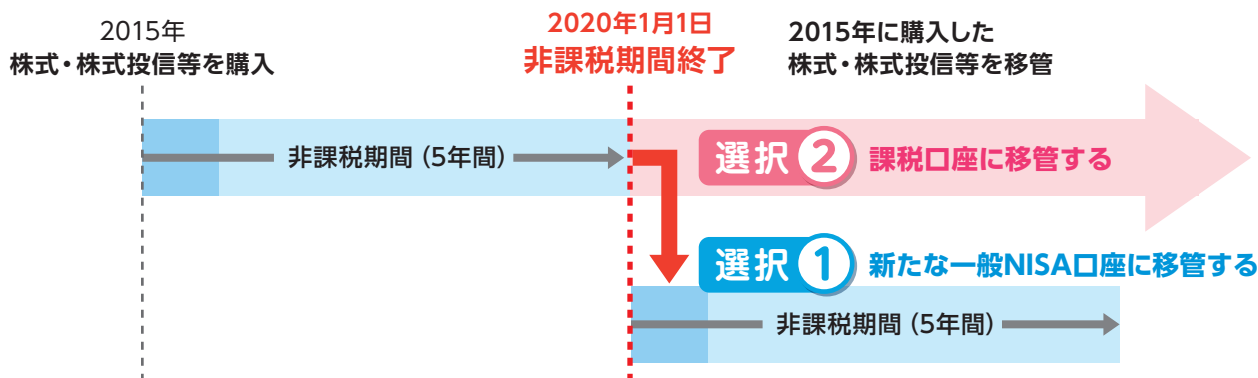
⚠ 重要

非課税期間終了の前に、以下の①と②のいずれかをお選びください。

選択① 新たな一般NISA口座に移管する^{*1}（『ロールオーバー』といいます）

選択② 課税口座に移管する

^{*1} 「新たな一般NISA口座に移管する」とは、2020年に新たに設定される非課税管理勘定に移管することをいいます。



選択① 「新たな一般NISA口座」(ロールオーバー)を選んだ場合

2020年1月1日に、2019年12月の最終営業日の時価により、2020年分の非課税管理勘定へ移管されます。なお、所定のお手続きが必要になります(中面 **注意点1** 参照)。

2019年12月の最終営業日の時価分で2020年の非課税枠を使用します。引き続き5年間(2024年12月末まで)は、譲渡益・配当等が**非課税**となります。

選択② 「課税口座」を選んだ場合

2020年1月1日に、2019年12月の最終営業日の時価により、課税口座へ移管されます。なお、特定口座を一般NISA口座と同一の部店をお持ちの方は、特段のお手続きをすることなく、特定口座に移管されます。^{*2}

取得価額が2019年12月の最終営業日の時価となります。移管後に生じた譲渡益・配当等は**課税**されます。

※状況により **選択①**、**選択②** のどちらが有利かは異なります。詳しくは次ページをご覧ください。

※非課税期間内に売却するという選択肢もあります。

^{*2} 特定口座をお持ちの方で、一般口座への移管を希望される場合には、証券会社等に所定の依頼書をご提出ください。特定口座をお持ちでない場合は、特段のお手続きをすることなく、一般口座に移管されます。

選択時のご注意

選択② 課税口座に移管 を選ばれた場合には、2020年以降の譲渡益・配当等が課税されます（譲渡損失が発生した場合は損益通算や損失の繰越控除が可能となります）。

将来、結果的に **選択① 新たな一般NISA口座に移管（ロールオーバー）** と **選択② 課税口座に移管** のどちらが有利であったのかは、その後の価格変動や他の取引等の状況により異なりますので、選択時にこの点を踏まえご検討ください。

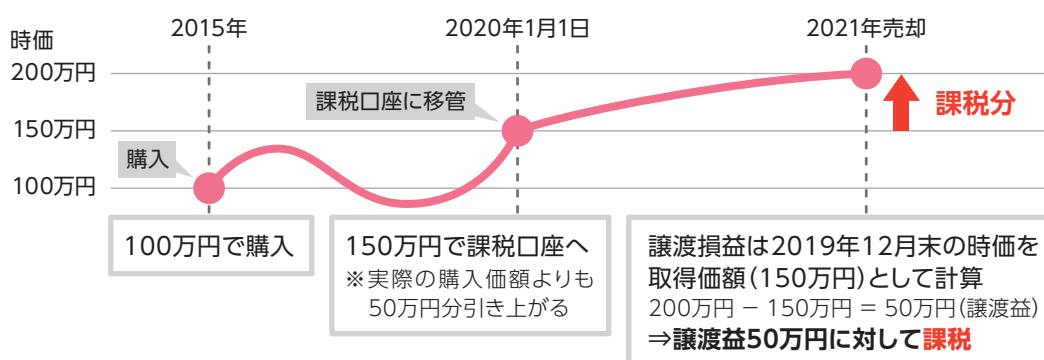
選択① 「新たな一般NISA口座」(ロールオーバー)を選んだ場合

- ▶ 2020年の非課税枠を利用した上で、引き続き譲渡益・配当等の**非課税が継続**（損益通算等はありません）

選択② 「課税口座」を選んだ場合

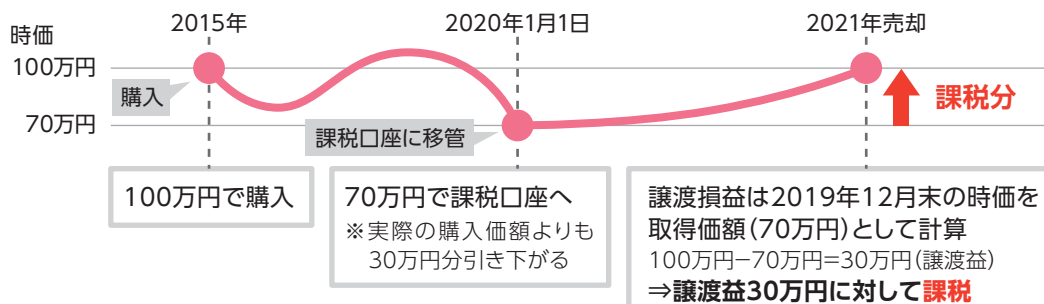
- ▶ 2019年12月末の時価が課税口座における取得価額となり、**譲渡時には取得価額を基に課税**（損益通算等ができます）

例 100万円で購入した投資信託を、150万円で課税口座へ移管後、200万円で売却



課税口座へ移管時の時価が当初の購入額より下落している場合でも、その後時価が上昇した際に売却すると、課税口座へ移管時の時価との差が譲渡益となり課税されます。

例 100万円で購入した投資信託を、70万円で課税口座へ移管後、100万円で売却



商品の状況を確認し、どちらを選択するかをご決定ください。



「新たな一般NISA口座」に移管する(ロールオーバー)際の注意点



1

ロールオーバーするには、一般NISA口座を開設している証券会社等に対して、あらかじめ「**非課税口座内上場株式等移管依頼書**」を提出する必要があります。

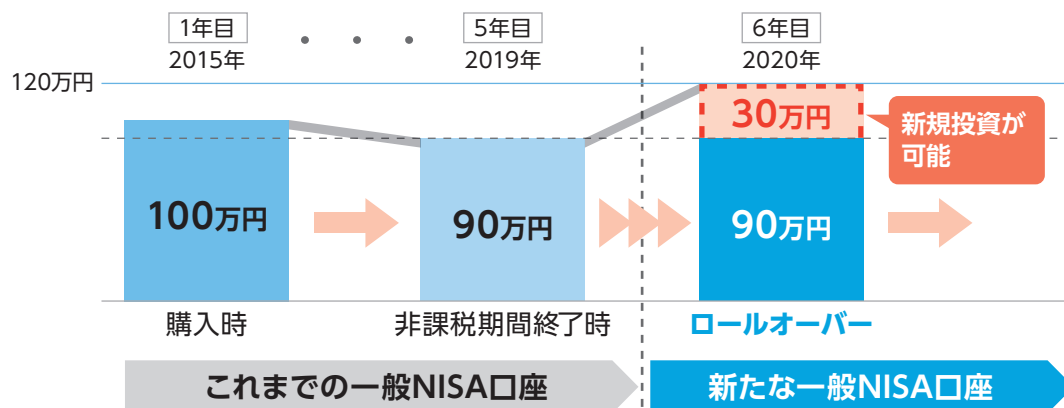


2

ロールオーバーした分だけ2020年の非課税枠で**新規投資できる額は少なくなります**。

1

2019年12月末の時価が2020年の非課税枠(120万円)未満の場合

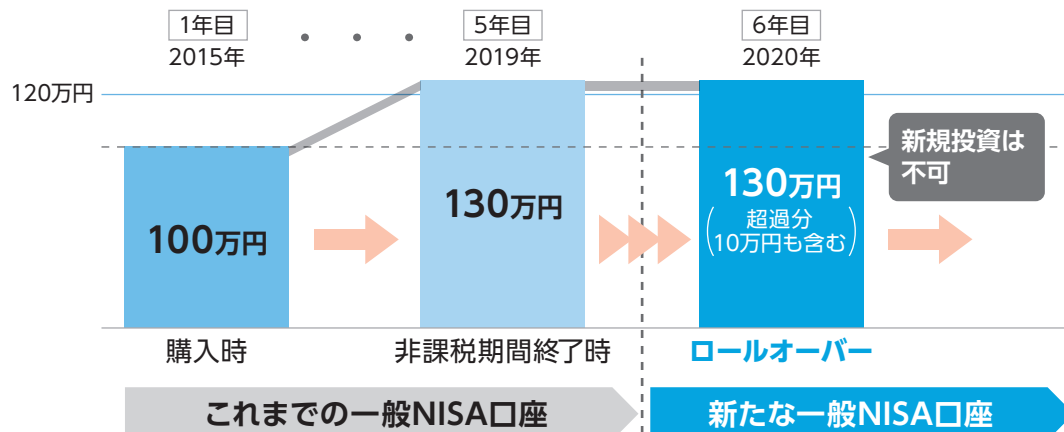


Point

2020年の**非課税枠120万円に満たない分**は新規投資ができます。

2

2019年12月末の時価が2020年の非課税枠(120万円)以上の場合



Point

2020年の非課税枠120万円を超過した分もロールオーバーできますが、非課税枠を全て利用してしまうため、**新規投資はできません**。



「新たな一般NISA口座」に移管する(ロールオーバー)際の注意点



3

異なる証券会社等の一般NISA口座にロールオーバーすることはできません。

一般NISA口座を利用する証券会社等を変更している場合には、金融機関変更手続きを行い、2015年に利用した証券会社等に2020年の新たな一般NISA口座を設定してください。



4

一般NISA口座からつみたてNISA口座へロールオーバーすることはできません。



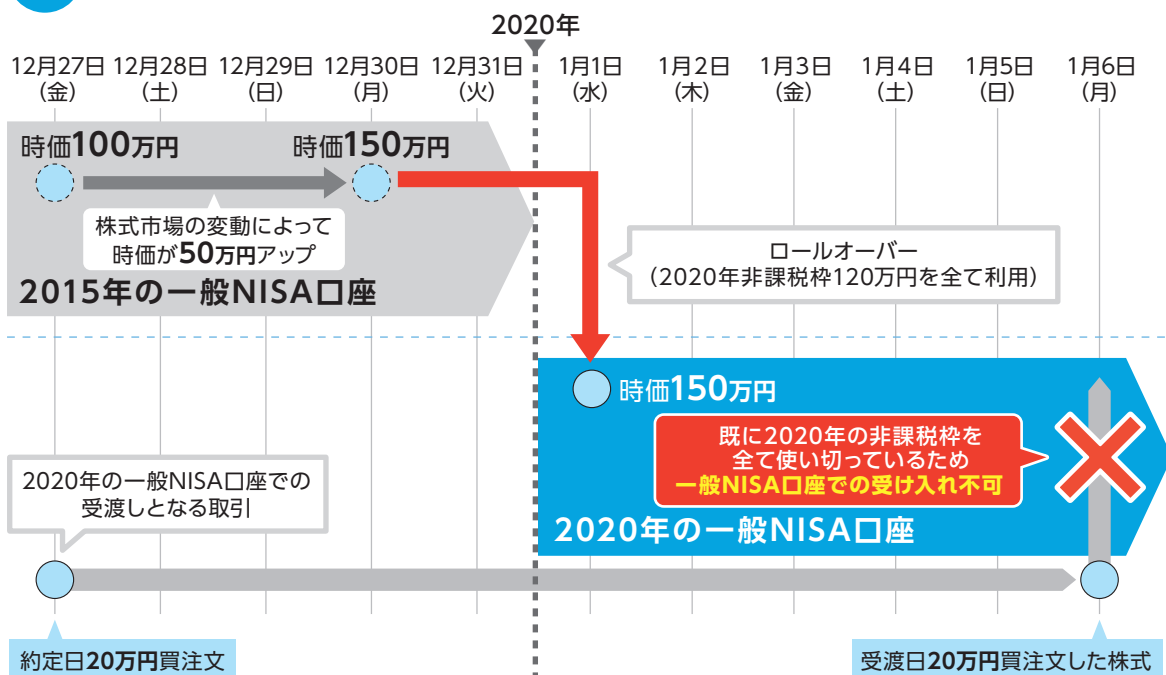
5

証券会社によっては、一般NISA口座における2019年12月末のお取引が制限されることがあります。

2020年にロールオーバーする価額によって、2019年末の年跨ぎの受渡しとなる購入分が、2020年に設定される新たな一般NISA口座に受け入れられなくなることを防止するためです。

例

年末に買注文した上場株式が新たな一般NISA口座に受け入れられない場合



※1「約定日」とは、注文が執行されて成立した日のこと。 ※2「受渡日」とは、決済日のこと。

※3 2019年7月16日より、株式等の受渡日が1営業日早まっております。



6

一般NISA口座と他の口座との損益通算等とはできません。